

諮問日：令和元年12月18日（令和元年度（情）諮問第30号）

答申日：令和2年10月27日（令和2年度（情）答申第19号）

件名：札幌高等裁判所長官の就任記者会見関係文書の一部開示の判断に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「植村稔札幌高裁長官の就任記者会見関係文書（例えば，記者会見実施要領，記者クラブ加盟社宛の連絡文書，幹事社の代表質問）」の開示の申出に対し，札幌高等裁判所長官が，別紙記載の各文書（以下，併せて「本件対象文書」という。）を対象文書として特定し，その一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は，妥当である。

第2 事案の概要

本件は，苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し，札幌高等裁判所長官が令和元年10月4日付けで原判断を行ったところ，取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ，取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件対象文書のうち原判断において不開示とされた部分（以下「本件不開示部分」という。）が本当に行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条1号，2号イ及び6号に定める不開示情報に相当するか不明である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

1 法5条1号に規定する不開示情報相当性について

本件対象文書において札幌高等裁判所が不開示とした裁判所職員の印影並びに別紙記載1，2及び4の各文書において同裁判所が不開示とした記者の個人名については，法5条1号に規定する不開示情報（個人識別情報）に相当する。

2 法5条2号イに規定する不開示情報相当性について

別紙記載1, 2及び4の各文書において札幌高等裁判所が不開示とした報道機関の取材手法に関する記載については、公となることにより、報道機関の取材活動の存在、内容が推知されることとなり、取材源の秘匿を基本原則とする報道機関の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イに規定する不開示情報に相当する。

また、別紙記載1の文書において札幌高等裁判所が不開示とした司法大観の抜粋部分については、特定の法曹関係者の個人識別情報（顔写真、生年月日、出身地等）が掲載されている。同情報は、司法大観の購入者のみに提供されることを前提として、出版社である一般財団法人法曹会（以下「法曹会」という。）が掲載者から提供を受けているものであるため、これに反して司法行政文書の開示手続によって同情報が開示されることになると、掲載者との信頼関係が損なわれ、ひいては、今後、法曹会への情報提供が拒否される事態を招くなど、司法大観の発行への影響が懸念される。また、開示申出人は、開示手続により、司法大観を購入することなく、閲覧又は謄写することができることになると、法曹会の司法大観の販売による利益を損なうことにも繋がる。したがって、同抜粋部分は、公にすることにより、法曹会の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イに規定する不開示情報に相当する。

3 法5条6号に規定する不開示情報相当性について

別紙記載1, 3及び4の各文書において札幌高等裁判所が不開示としたその余の部分は、記者から予想される質問事項並びにこれに対する対応案及び参考資料であり、これらについては、実際に報道機関から記者会見の場で問われ、長官が回答した場合に公になるものであり、記者会見に向けてどのような準備をどの程度行うかについては、各長官がそれぞれの立場において検討するものである。不開示部分が公になると、今後、就任会見の準備を行うに当たり、各

長官が発言内容を自由に検討する際の支障となりかねず、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、同部分は、法5条6号に規定する不開示情報に相当する。

また、別紙記載2の文書において札幌高等裁判所が不開示とした内線番号の記載については、当該内線番号は外部に開示しておらず、これを公にすると事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号に規定する不開示情報に相当する。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和元年12月18日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 令和2年9月18日 本件対象文書の見分及び審議
- ④ 同年10月23日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 見分の結果によれば、本件不開示部分は、①裁判所職員の印影及び記者の個人名の記載、②報道機関の取材手法や取材体制に関する記載、③司法大観の抜粋、④記者から予想される質問事項とこれに対する対応案の記載及び参考資料並びに⑤内線番号の記載であることが認められる。

本件不開示部分のうち、①裁判所職員の印影及び記者の個人名の記載については、法5条1号に規定する個人識別情報に相当すると認められ、同号ただし書に規定する情報に相当するような事情は認められない。

次に、本件不開示部分のうち、②報道機関の取材手法や取材体制に関する記載については、その記載内容を踏まえれば、これが公になると、報道機関における取材活動の存在や内容が推知されるなどし、取材源の秘匿を基本原則とする報道機関の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる（法5条2号イ）。

また、本件不開示部分のうち、③司法大観の抜粋には、特定法曹関係者の顔写真、氏名、生年月日、出身地等の個人情報に掲載されていることが認められる。最高裁判所事務総長の上記説明によれば、司法大観に掲載された情報は、司法大観の購入者のみに提供されることを前提として、出版社である法曹会が掲載者から提供を受けたものであるとのことであり、このことを踏まえれば、司法行政文書開示手続によって同情報が公になると、掲載者との信頼関係が損なわれ、ひいては、今後、法曹会への情報提供が拒否される事態を招くなど、司法大観の発行に悪影響が生じるおそれがあるといえる。また、開示申出人が、司法大観を購入することなく、開示手続によって司法大観を閲覧又は謄写することができることになると、法曹会の司法大観の販売による利益を損なうことにもなりかねない。したがって、③司法大観の抜粋については、これが公にされた場合には、法曹会の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる（法5条2号イ）。

さらに、本件不開示部分のうち、④記者から予想される質問事項とこれに対する対応案の記載及び参考資料について、最高裁判所事務総長の上記説明によれば、就任記者会見における問答は、実際に報道機関から記者会見の場で問われ、長官が回答した場合に公になるものであり、記者会見に向けてどのような準備をどの程度行うかについては、各長官がそれぞれの立場において検討しているとのことである。長官就任記者会見が実施される趣旨及びその性格のほか、同会見に向けて行われる準備の実情を踏まえて検討すれば、上記不開示部分が公になると、今後、就任記者会見の準備を行うに当たり、各長官が発言内容を自由に検討する際の支障となりかねず、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（法5条6号）とする最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。

加えて、本件不開示部分のうち、⑤内線番号の記載については、最高裁判所事務総長の上記説明によれば、当該内線番号は外部に開示していないとのこと

であり、このことを踏まえれば、これが公にされた場合には、札幌高等裁判所の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる（法5条6号）。

したがって、本件不開示部分は、法5条1号、2号イ及び6号に規定する不開示情報に相当すると認められる。

2 以上のとおり、原判断については、本件不開示部分が法5条1号、2号イ及び6号に規定する不開示情報に相当すると認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子

別紙

- 1 植村新長官就任記者会見について（8月23日まで）
- 2 植村新長官就任記者会見の実施要領について
- 3 植村新長官就任記者会見について
- 4 植村新長官就任記者会見について（9月13日午後1時30分）